

発議第5号

千葉市議会会議規則の一部改正について

千葉市議会会議規則の一部を改正する規則を次のとおり制定するものとする。

令和6年3月19日提出

提出者 議会運営委員会
委員長 中島 賢治

千葉県議会規則第 号

千葉県議会会議規則の一部を改正する規則

千葉県議会会議規則（昭和42年千葉県議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第83条」を「第83条の2」に、

「
第8章 補則（第156条）
」を「
第8章 補則（第156条）
附則
」
に

改める。

第2章第1節中第83条の次に次の1条を加える。

（出席委員に関する措置）

第83条の2 この章における出席委員には、千葉県議会委員会条例（昭和31年千葉県条例第25号）第14条の2第1項の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）により、当該委員会を招集する場所以外の場所から委員会に参加した委員を含む。

第106条に次の1項を加える。

3 前2項の場合において、委員でない議員は、あらかじめ当該委員会の委員長の許可を得て、オンラインによる方法で委員会に参加することができる。

第117条に次のただし書を加える。

ただし、オンラインによる方法で委員会に参加している委員は、この限りでない。

第130条に次の1項を加える。

3 前項の場合において、紹介議員は、あらかじめ当該委員会の委員長の許可を得て、オンラインによる方法で委員会に説明することができる。

附 則

この規則は、令和6年第2回千葉県議会定例会招集の日から施行する。



議 案 説 明

千葉県議会委員会条例の一部改正に伴い、委員会における出席委員には、オンラインによる方法により委員会に参加した委員を含むなど所要の改正を行うため、規則の一部を改正しようとするものであります。